

## 要綱第60号

宇和島市外部の労働者からの公益通報に関する要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

宇和島市長 岡原文彰

### 宇和島市外部の労働者からの公益通報に関する要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、市の機関に対する外部の労働者からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令順守を推進し、もって市民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者 法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）又はその他法令違反等の事実に関係する事業者（本市を除く。以下同じ。）に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者その他当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者
- (2) 公益通報 外部の労働者が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 相談 外部の労働者が通報に先立ち市から必要な助言を受けることをいう。
- (4) 主管課等 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所管する課等をいう。

#### (通報相談窓口の設置)

第3条 外部の労働者からの相談又は公益通報を受け付ける窓口（以下「通報相談窓口」という。）を、公益通報担当課に置く。

2 前項の規定は、通報相談窓口を経由しないでなされた外部の労働者からの相談又

は公益通報を主管課等が受け付けることを妨げるものではない。

(通報相談窓口の事務)

第4条 通報相談窓口は、外部の労働者から受け付けた相談又は公益通報の内容により、次の各号のいずれかの措置を講じるものとする。

- (1) 適切な主管課等に相談又は公益通報を取り次ぐこと。
- (2) 他の行政機関の所管する法令等に係る相談又は公益通報である場合その他主管課等が相談又は公益通報に係る権限を有しない場合において、当該権限を有する他の行政機関を教示すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談又は公益通報の内容に応じて相当と認められる措置

(主管課等の事務)

第5条 主管課等は、外部の労働者から相談又は通報に係る事実の詳細その他必要な情報を聴取し、外部公益通報内容受付書(様式第1号)を作成するものとする。

- 2 主管課等は、前項の聴取に際して、外部の労働者に対し、当該外部の労働者の秘密及び個人情報が保持されることを説明するものとする。
- 3 主管課等は、相談又は公益通報に係る事実が通報対象事実に該当する場合において、当該通報対象事実について市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、教示書(様式第2号)により当該権限を有する他の行政機関を教示するものとする。

(公益通報の受理)

第6条 主管課等は、外部の労働者からの通報が市の機関に対する公益通報と認められる場合は、当該通報を公益通報として受理するものとする。

- 2 主管課等は、前項の規定により受理したときはその旨を、受理しないときは受理せず情報提供として受け付ける旨を、当該外部の労働者(以下「通報労働者」という。)に対し外部公益通報受理・不受理通知書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、通報労働者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 主管課等は、次の各号のいずれかに該当する通報は、公益通報として受理せず情報提供として受け付けるものとする。
  - (1) 法に定められた要件を満たさない通報
  - (2) 内容が著しく不分明な通報
  - (3) 内容が虚偽であることが明らかな通報
  - (4) 前各号に定めるもののほか、公益通報として受理することが不相当と認められる通報

4 主管課等は、公益通報を受理した後において、市の機関以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、遅滞なく教示書（様式第2号）により当該権限を有する他の行政機関を通報労働者に教示しなければならない。

（調査の実施）

第7条 公益通報を受理した主管課等は、通報労働者が被通報者又はその関係者に特定されないよう十分配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

2 主管課等は、前項の調査が終了したときは、速やかに外部公益通報調査結果書（様式第4号）を作成するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第8条 市長は、前条の規定による調査結果において通報対象事実が確認されたときは、法令、条例、規則又は規程に基づく処分その他必要な措置（以下「是正措置」という。）を講じなければならない。

2 主管課等は、前項の措置の内容及びその是正結果を外部公益通報措置票（様式第5号）に記録するものとする。

（措置結果等の通知）

第9条 市長は、通報対象事実についての調査結果並びに是正措置の内容及び結果を外部公益通報調査・措置結果通知書（様式第6号）により、遅滞なく通報労働者に通知しなければならない。ただし、通報労働者が匿名の場合又は通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の通知は、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行わなければならない。

（協力義務）

第10条 主管課等は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が市の機関の他にある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

2 主管課等は、他の行政機関その他の機関から公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、必要な協力を行うものとする。

（利益相反関係の排除）

第11条 公益通報への対応に関与する者で、自らが関係する通報対象事実である場合は、当該対応へ関与してはならない。

（秘密保持）

第12条 公益通報への対応に関与した者（公益通報への対応に付随する職務等を通

じて、公益通報に関する秘密を知り得た者を含む。)は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

外部公益通報内容受付書

整理番号		通報受付日	年 月 日
受付者	所属	氏名	
通報者氏名	<input type="checkbox"/> 匿名		
公益通報者の労務提供先である事業者名			
区分	<input type="checkbox"/> 従業員（部署： 役職： ）		
	<input type="checkbox"/> 派遣労働者（派遣元： 派遣先での部署： ）		
	<input type="checkbox"/> 取引先（取引関係： 事業者名： 部署： ）		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
希望する 連絡先等	<input type="checkbox"/> 電話〔自宅・職場・携帯・他（ ）〕		
	<input type="checkbox"/> メール〔自宅・職場・携帯・他（ ）〕		
	<input type="checkbox"/> 郵送〔自宅・職場・他（ ）〕		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
	留意事項（都合のよい時間帯等を記入）		
結果通知	受理結果等の通知（ <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ）		
通 報 内 容	1 内容 ※具体的に、いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか等を記入すること。  法令違反条項（ ）		
	2 経緯 ※通報内容を知り得た経緯を記入すること。		
	3 資料等（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ） ※通報内容を客観的に説明できる資料がある場合、添付又はその概要を記入すること。		
	4 他に内容を知っている人の有無		<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無
	5 事業所内部への告発の有無		<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無
	6 他の行政機関等への通報の有無		<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無

様式第2号（第5条、第6条関係）

教示書

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長



年 月 日に、あなたから受けた通報については、当該通報内容に係る処分、勧告等を行う権限がないことが判明しましたので、宇和島市外部の労働者からの公益通報に関する要綱第5条又は第6条の規定により、権限を有する行政機関を下記のとおり教示します。

記

- 1 通報内容（概要）
- 2 対象となる法令等
- 3 処分又は勧告等の権限を有する行政機関

様式第3号（第6条関係）

外部公益通報受理・不受理通知書

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長



年 月 日に、あなたから受けた通報については、下記のとおり決定したので、宇和島市外部の労働者からの公益通報に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

- 公益通報として受理し、当該通報対象事実について調査を開始します。
  
- 次の理由により、公益通報とは認められないため、市政に対する情報提供として取り扱います。  
(不受理の理由)

様式第4号（第7条関係）

外部公益通報調査結果書

年 月 日

整理番号		通報受付日	年 月 日
受付者	所属	氏名	
通報者氏名	<input type="checkbox"/> 匿名		
公益通報者の労務提供先である事業者名			
区分	<input type="checkbox"/> 従業員（部署： 役職： ）		
	<input type="checkbox"/> 派遣労働者（派遣元： 派遣先での部署： ）		
	<input type="checkbox"/> 取引先（取引関係： 事業者名： 部署： ）		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		

調査担当者	所属	氏名	
通報概要			
調査方法			
調査結果			
特記事項			



様式第5号（第8条関係）

外部公益通報措置票

年 月 日

整理番号		通報受付日	年 月 日
受付者	所属	氏名	
通報者氏名	<input type="checkbox"/> 匿名		
公益通報者の労務提供先である事業者名			
区分	<input type="checkbox"/> 従業員（部署： 役職： ）		
	<input type="checkbox"/> 派遣労働者（派遣元： 派遣先での部署： ）		
	<input type="checkbox"/> 取引先（取引関係： 事業者名： 部署： ）		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		

通報概要	
調査結果	
措置内容	
特記事項	

様式第6号（第9条関係）

外部公益通報調査・措置結果通知書

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長



年 月 日付け 第 号で受理した公益通報について、宇和島市外部の労働者からの公益通報に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

通報概要	
調査結果	
是正措置の内容 及び結果	
問合せ先	